収入印紙がいらない文書と、印紙が要るようになる書き方

文書	収入印紙	例外になる書き方
請求書	不要	「代済」「相済」「了」と書いて代金を受け取ったことを示すと、第17号の受取書になります
納品書	不要	請求書と同じく、受け取った旨を書くと第17号の受取書です
見積書	不要	見積書に基づく申込みであることを書いた注文書は、契約書になります
注文書・申込書	通常は不要	基本契約で自動的に契約が成立する申込み、見積書に基づく申込み、双方が署名・押印したものは契約書（請書を別に作ると書いてあれば前の2つは除く）
委任状・委任契約書	不要	課税物件表に委任の契約書はありません
建物の賃貸借契約書	不要	敷地の賃貸借を約束したことが明らかなら第1号の2、据え置いた後に返す建設協力金・保証金の取決めがあれば第1号の3
準委任の業務委託契約書	不要	営業者の間で継続して業務を委託する基本契約は第7号
受取金額が5万円未満の領収書	不要	消費税額を分けて書けば、税抜の金額で5万円未満かを判定します
営業に関しない受取書	不要	個人が自分の家財を売ったときなど。会社の受取書は営業に関しないものになりません

課税物件表に挙がっていない文書には、印紙税はかかりません。

国税庁 No.7105 金銭又は有価証券の受取書、領収書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7105.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例 印紙税 19/10（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/19/10.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7118 注文書や申込書が契約書に該当する場合（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7118.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7130 印紙税の過誤納（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7130.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7106 建物の賃貸借契約書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7106.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 印紙税法基本通達 別表第一 第2号文書（https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/inshi/betsu01/03.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 印紙税の手引（令和8年6月）（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/tebiki/01.htm、2026年11月16日確認）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成（令和8年4月1日現在法令等）